

令和2年度 地方消費税交付金（社会保障財源）の用途について

地方消費税交付金のうち消費税率引き上げに伴う増収分については、その用途を明確化し、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。」とされています。

令和2年度決算における地方消費税交付金（社会保障財源）の用途状況は下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源） 314,016 千円

【歳出】 社会保障施策に要する経費 3,851,931 千円

（単位：千円）

事業名	令和2年度 決算額	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国庫支出金	県支出金	その他	地方消費税 交付金 (社会保障分)	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	864,209	358,775	204,343		42,921	258,170
	高齢者福祉事業	27,859				3,971	23,888
	児童福祉事業	671,349	340,865	103,862	39,400	26,689	160,533
	生活保護扶助事業	298,729	248,021	5,612		6,428	38,668
	小計	1,862,146	947,661	313,817	39,400	80,009	481,259
社会保険	国民健康保険特別会計繰出事業	342,990	37,349	120,656		26,370	158,615
	介護保険特別会計繰出事業	508,587	24,793	12,456		67,190	404,148
	後期高齢者医療特別会計繰出事業	514,264		79,974		61,909	372,381
	小計	1,365,841	62,142	213,086	0	155,469	935,144
保健衛生	母子保健・健康増進対策事業	81,710	20	1,140	68,500	1,718	10,332
	予防接種事業	115,150	3,233	106		15,939	95,872
	病院事業会計繰出事業	427,084				60,881	366,203
	小計	623,944	3,253	1,246	68,500	78,538	472,407
合計	3,851,931	1,013,056	528,149	107,900	314,016	1,888,810	

※児童福祉事業には母子福祉事業を含みます。

※各事業に要する一般財源の比率に応じて、地方消費税交付金（社会保障財源）を按分して充当しています。